

コンプライアンス

当社グループは、コンプライアンスを経営の重要課題のひとつとして位置づけ、コンプライアンスに関する監視体制の強化や不正行為の予防、早期発見・早期解決を実現する仕組みづくりに取り組んでいます。加えて、従業員のコンプライアンス意識向上を目的としたコンプライアンス教育に注力し、公正かつ健全な企業風土の醸成に努めています。

関連社会変化・社会課題	当社グループの対応
● 税制改正(相続税、消費税等)	● 社外監査役の設置
● 法施行・法改正(労働基準法、建築基準法等)	● 関連部門の設置(法務部、コンプライアンス推進室、内部監査室等)
● 企業不祥事の増加(個人情報漏洩、ハラスメント等)	● 社内外に内部通報窓口を設置
● 消費者意識の向上	● 従業員に対するコンプライアンス教育の徹底

■コンプライアンス基本方針

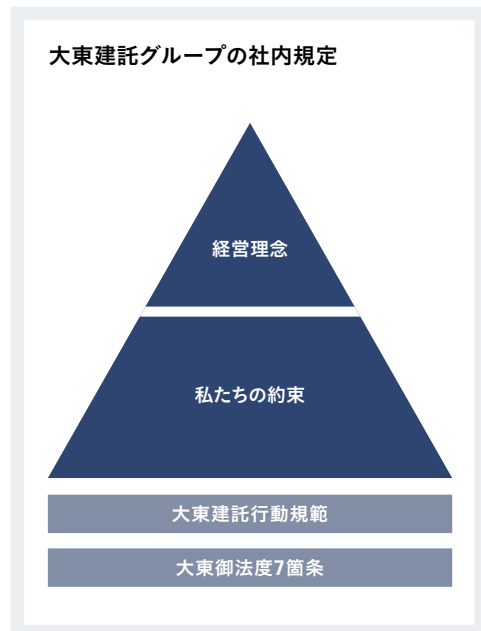
当社グループ従業員がとるべき行動基準・指針を定めた「大東建託行動規範」、当社グループ一連の規則の中で特に重要な禁止事項を定めた「大東御法度7箇条(最大懲罰は解雇)」をコンプライアンスにおける準則とし、事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスの徹底を図っています。

また、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体を社会から排除していくことは重要な社会的課題であるという認識のもと、企業の社会的責任(CSR)およびコンプライアンスの観点から「反社会的勢力排除に対する基本方針」を定め、不当・不法な要求には一切応じることなく、組織全体として反社会勢力に対応することを誓っています。

■コンプライアンス推進体制

コンプライアンス推進会議を定期的に開催し、コンプライアンスに関する従業員への啓発や事案等の審議を行い、法令遵守の状況を監視しています。

加えて、コンプライアンス担当部署及び外部の弁護士事務所に内部通報窓口を設置し、不正行為の早期発見と是正に努めるとともに、コンプライアンス推進部署が主導となり、執行役員や全従業員を対象としたコンプライアンスに関する教育・情報提供を定期的に行い、遵法意識の向上と不正防止等を推進しています。



コンプライアンスに関する各種方針は、下記WEBサイトをご覧ください。
<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/compliance.html>

主な部門・会議体の構成と役割

コンプライアンス推進会議	内部監査室・J-SOX推進課	コンプライアンス推進室
業務執行取締役3名、常勤監査役1名、外部有識者1名を含むメンバーにより構成。個別のコンプライアンス事案に加え、リスク管理に関する事案への対策・対応について審議を行う。	監査計画に基づき、当社グループの監査を行い、監査結果は取締役・監査役へ報告。また、内部監査室内にJ-SOX推進課を設け、財務報告に係る全社的な内部統制の状況、業務および決算・財務報告のプロセスについての適正を監視。	当社グループ従業員が取るべき行動規範を制定し、全従業員に浸透を図る。また、コンプライアンス研修等をはじめとするコンプライアンス教育を主導し、従業員のコンプライアンス意識向上、不正行為の防止を推進する。

■コンプライアンス推進への取り組み

コンプライアンス対策は、問題の発生前に芽を摘む取り組みが何よりも重要です。当社グループでは、組織内の法令違反や不正行為を早期に発見し、自ら是正することでコンプライアンス経営の強化と健全な職場環境維持に資することを目的に、内部通報制度を導入しています。社内のほか、外部の独立した機関(弁護士事務所)にも通報窓口を設け、当社グループ役員・従業員のほか、協力会社様、お取引先様をはじめとするすべてのステークホルダーを利用対象者に定めています。内部通報があった場合、コンプライアンス推進部門から関連部門へ調査・対応策の立案・実施を指示するとともに、取締役会から指名を受けたコンプライアンス部門管掌取締役が、内部通報体制の運用状況について確認を行い、取締役会へ適宜報告を行っています。また、通報者が特定されないように調査を進めることや調査内容等に関する守秘義務、会社が通報者に対して解雇やその他いかなる不利益な取り扱いを行わないことを定め、通報者が保護される体制を整えています。併せて、判断に迷った時の指針となる「コンプライアンス・カード」の運用、就労環境やハラスメントに関するヒアリングやアンケート調査等、従業員をフォローする取り組みを実施し、違反や不正行為等の早期発見につなげています。

■コンプライアンス教育の徹底

コンプライアンス推進室が主導となり、ハラスメントや情報セキュリティなどを題材にした全従業員向けのコンプライアンス研修を実施し、従業員のコンプライアンスに対する理解促進を図っています。加えて、社内メールマガジン「コンプライアンス通信」の配信等を通じて、コンプライアンスにまつわる情報を定期的に発信し、遵守意識の醸成と、不正行為等の防止を図っています。



社内メールマガ「コンプライアンス通信」

消費税転嫁対策特別措置法に関する公正取引委員会による勧告について

2019年9月、大東建託株式会社および大東建託パートナーズ株式会社は、公正取引委員会から「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」の第6条第1項に基づく勧告を受けました。今回の勧告は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段の規定に違反する行為が認められたことに対する勧告です。当社グループの同法および、ガイドラインに対する理解が十分でなかったことにより、対象のオーナー様、関係者みなさまに、ご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。勧告を受け、2019年10月より、特定供給事業者(取引

相手)に対し、同法違反の事実が認められたことの周知と原状回復措置を行なっています。

また、当社グループ全体で同法の理解を深め、再発防止と遵守の徹底を図ることを目的に「消費税転嫁対策特別措置法に関する研修」を実施しました。さらには、取引法令遵守体制のための指導、監視を行う「取引監査室」を2019年12月に新設しました。

この度の勧告を真摯に受け止め、今後は社内での関連法令の周知徹底や社内研修の実施、グループ会社間の情報共有体制の構築等、グループ全体での再発防止策を徹底し、コンプライアンスの一層の強化に努めてまいります。

申込金返金について

2019年3月、特定適格消費者団体・認定NPO法人「消費者機構日本」の呼びかけを受け、当社グループに建物建築請負契約のお申し込みをいただき、その後成約に至らなかったお客様に対し、申込金を返還させていただくこととしました。